

九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）による重度心身障害児者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの（重度心身障害児者）

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	九度山町
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	109-1：重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）による重度心身障害児者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの（重度心身障害児者）
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	109	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		九度山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年九度山町条例第21号）別表第一 第2の項 九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）による重度心身障害児者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの（重度心身障害児者）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第1条	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、（障害者及び障害児）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって（障害者及び障害児の福祉の増進を図る）とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、老人、乳幼児、（重度心身障害児者）、ひとり親家庭及びその他特別の事情を有する者に対し、各医療費の一部を支給することによりその者の健康の保持及び増進を図り、もって（福祉の向上に資すること）を目的とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号） ・九度山町重度心身障害児者医療費の支給に関する規則（平成18年九度山町規則第13号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
<p>①根拠規定</p>	<p>番号法別表第二主務省令55条 の2項2号</p>	<p>九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第21条</p>
<p>事務の内容</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第21条による重度心身障害児者医療費の受給資格申請に係る事実についての審査に関する事務</p>
特定個人情報1		
<p>①根拠規定</p>	<p>番号法別表第二主務省令55条 の2項2号1</p>	<p>九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第11条 九度山町重度心身障害児者医療費の支給に関する規則（平成18年九度山町規則第13号）第2条第2項</p>
<p>②情報提供者</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの</p>
<p>③提供を求める特定個人情報</p>	<p>健康保険法による保険給付の支給に関する情報</p>	<p>健康保険法による保険給付の支給に関する情報</p>
特定個人情報2		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号12	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第11条 九度山町重度心身障害児者医療費の支給に関する規則（平成18年九度山町規則第13号）第2条第2項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号13	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第11条 九度山町重度心身障害児者医療費の支給に関する規則（平成18年九度山町規則第13号）第2条第2項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号14	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第11条 九度山町重度心身障害児者医療費の支給に関する規則（平成18年九度山町規則第13号）第2条第2項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号15	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第11条 九度山町重度心身障害児者医療費の支給に関する規則（平成18年九度山町規則第13号）第2条第2項
-------	------------------------	---

②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号46	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第11条 九度山町重度心身障害児者医療費の支給に関する規則（平成18年九度山町規則第13号）第2条第2項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報7

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項2号	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第11条 九度山町重度心身障害児者医療費の支給に関する規則（平成18年九度山町規則第13号）第2条第2項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項3号	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第24条
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に係る事務	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第24条による重度心身障害児者医療費の受給資格の変更に係る事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項3号1	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第11条 九度山町重度心身障害児者医療費の支給に関する規則（平成18年九度山町規則第13号）第2条第2項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項3号2	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第11条 九度山町重度心身障害児者医療費の支給に関する規則（平成18年九度山町規則第13号）第2条第2項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項3号3	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第11条 九度山町重度心身障害児者医療費の支給に関する規則（平成18年九度山町規則第13号）第2条第2項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項3号4	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第11条 九度山町重度心身障害児者医療費の支給に関する規則（平成18年九度山町規則第13号）第2条第2項
-------	-----------------------	---

②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項3号イ5	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第11条 九度山町重度心身障害児者医療費の支給に関する規則（平成18年九度山町規則第13号）第2条第2項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項3号ロ	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第11条 九度山町重度心身障害児者医療費の支給に関する規則（平成18年九度山町規則第13号）第2条第2項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報7

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 の2項3号ハ	九度山町老人等医療費の支給に関する条例（平成18年九度山町条例第17号）第11条 九度山町重度心身障害児者医療費の支給に関する規則（平成18年九度山町規則第13号）第2条第2項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2023年12月21日
独自利用事務の対象者	本町に住所を有する重度心身障害児者であって、医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者であり、かつ、重度心身障害児者に該当したときの年齢が65歳未満である者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月22日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	